

教育

小・中学校

小・中学校の新入学

小・中学校の「入学通知書」は教育委員会から保護者宛に送付します。2月中旬までに届かない場合は、教育委員会教育支援課、または各区市民課へ。なお、国立・県立・私立学校に入学する場合は、学校長の承諾書、合格通知書(写し可)等を持参(または郵送)の上、各区市民課に申し出てください。

小・中学校の転校の手続き

「市外からの転入」「市外への転出」「市内間の転校」で、手続きが異なります(下記)。なお、小・中学校の特別支援学級・特別支援学校の転校については、発達教育センター(☎ 845-0015 📠 845-0025)へお問い合わせください。

問 教育委員会教育支援課

☎ 711-4693 📠 733-5780

問 各区市民課、各出張所⇒P.22~25

放課後児童クラブ・わいわい広場

保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学校の児童を対象として、放課後、小学校に「放課後児童クラブ」を開設しています。また、放課後の小学校の校庭などを活用して、自由に安心して遊べる「わいわい広場」も市内142校で開設しています(対象:実施校の小学生)。

問 教育委員会放課後こども育成課

(児童クラブ) ☎ 711-4662 📠 733-5736

(わいわい) ☎ 711-4236 📠 733-5736

特別支援学校放課後等支援事業

特別支援学校に在籍する児童・生徒を対象として、放課後や土曜・長期休暇中に活動の場を提供する支援事業を実施しています。

問 こども未来局こども発達支援課

☎ 711-4178 📠 733-5718

学用品費などの援助(就学援助)

経済的な理由により、市立・国・県立小・中学校に通学する児童生徒の給食費(市立小・中学校のみ)や学用品代など、学校での学習に必要な費用の支払いが困難な人に支援を行います。

このうち、小・中学校の入学準備金について、1月に申請をした人には、入学前の3月に支給します。

学用品費などの補助 (特別支援教育就学奨励費)

経済的な理由により、市立小・中学校の特別支援学級に進学する児童生徒の給食費や学用品代など、学校での学習に必要な費用の支払いが困難な人に支援を行います。

問 教育委員会教育支援課

☎ 711-4693 📠 733-5780

問 各小・中学校

市ホームページでご確認ください。
P.51 参照。

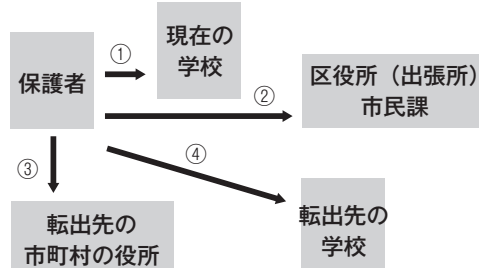
市外からの転入

- ① 転居先が決まったら、転入学予定の学校に事前に連絡してください。前市町村が発行した「転出証明書」を添えて転入先の区役所(出張所)市民課で転入の手続きを行ってください。「転入学通知書」を交付します。
- ② 「転入学通知書」に前の学校から受け取った「在学証明書」等を添えて転入先の学校に提出してください。



市外への転出

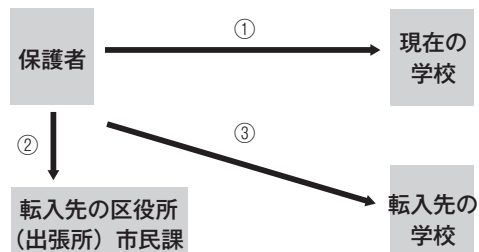
- ① 転居先が決まったら、転入学予定の学校へ事前に連絡してください。転校日の5日前までに、現在の学校に「転校届」を提出してください。最終登校日に、現在の学校から「在学証明書」等をお渡しします。
- ② 区役所(出張所)市民課で転出の手続きを行ってください。
- ③ 転出先の市町村の役所で転入の手続きを行ってください。「転入学通知書」(市町村により名称が異なる)が交付されます。
- ④ 「転入学通知書」に「在学証明書」等を添えて転出先の学校に提出してください。



※「転校届」の提出が遅れると、校納金の精算等に影響が出る場合があります。

市内間の転校

- ① 転居先が決まったら、転入学予定の学校へ事前に連絡してください。転校日の5日前までに、現在の学校に「転校届」を提出してください。最終登校日に、現在の学校から「在学証明書」等をお渡しします。
- ② 転入先の区役所(出張所)市民課で区間異動の手続きを行ってください。「転入学通知書」を交付します。
- ③ 「転入学通知書」に「在学証明書」等を添えて転入先の学校に提出してください。



※「転校届」の提出が遅れると、校納金の精算等に影響が出る場合があります。

相談窓口

いじめや不登校に関する相談

こども総合相談センターで相談を受けています。また、市立の小・中・特別支援学校、高等学校ではスクールカウンセラーが相談に応じています。

■こども総合相談センター

(えがお館) 相談電話

☎ 833-3000

🕒 24時間(年末年始を除く)

■24時間子供SOSダイヤル

☎ 0120-0-78310

🕒 24時間(年末年始を除く)

■不登校ほっとライン

自分の子どもが不登校だった経験のある保護者により運営されているNPOが不登校の悩みや不登校支援に関する相談に応じています。

☎ 283-8815

🕒 月・木曜 10:00~15:00(祝日・年末年始を除く)

(担当課 教育委員会教育相談課)

☎ 832-7120 ☎ 832-7125

障がいのある児童生徒の教育相談

福岡市在住の小・中・特別支援学校に通う障がいのある児童生徒の教育に関する相談に応じています。

🕒 9:00~16:30

📅 土・日曜、祝日、年末年始(12/29~1/3)

☎ 発達教育センター

〒810-0065 中央区地行浜 2-1-6

☎ 845-0015 ☎ 845-0025

学校でのトラブルに関する

保護者の相談

福岡市立学校に通う子どもの保護者が対象。経験豊かな相談員が、中立・公平な立場で皆様のご相談に応じます。

■学校保護者相談室

☎ 711-4859

🕒 月・水・金曜・第2火曜・第4木曜
10:00~15:00(祝日、年末年始を除く)

窓口案内

■学校一覧

▶市立小・中学校

市ホームページでご確認ください。

🌐 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/k-seisaku/ed/school-index.html>



▶市立高等学校

福翔高等学校 (南区野多目 5)

☎ 565-1670 ☎ 565-1721

博多工業高等学校 (城南区東油山 4)

☎ 862-6575 ☎ 862-8346

福岡女子高等学校 (西区愛宕浜 3)

☎ 881-7344 ☎ 883-4227

福岡西陵高等学校 (西区大字拾六町)

☎ 881-8175 ☎ 882-8079

▶県立高等学校 県教育庁高校教育課

☎ 643-3903 ☎ 643-3906

▶市立特別支援学校

福岡中央特別支援学校 (中央区地行浜 2)

☎ 847-2789 ☎ 847-2790

若久特別支援学校 (南区若久 2)

☎ 551-2652 ☎ 551-5551

屋形原特別支援学校 (南区屋形原 2)

(病弱) ☎ 565-4901 ☎ 565-4930

(知的) ☎ 565-4921 ☎ 565-4920

南福岡特別支援学校 (博多区西月隈 5)

☎ 581-2242 ☎ 581-2988

東福岡特別支援学校 (東区青葉 3)

☎ 691-5402 ☎ 691-5401

生の松原特別支援学校 (西区野方 7)

☎ 812-0151 ☎ 812-0152

今津特別支援学校 (西区大字今津)

☎ 806-8181 ☎ 806-8180

博多高等学園 (博多区下呉服町)

☎ 263-9300 ☎ 263-9301

清水高等学園 (南区清水1)

☎ 408-9001 ☎ 408-9002

■市立小・中学校の通学区域について

教育委員会学校計画課

☎ 711-4252 ☎ 733-5539

🌐 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/tsuugaku/ed/area/tsugaku.html>



■学校給食について

教育委員会給食運営課

☎ 711-4642 ☎ 733-5865

■給食費について

教育委員会健康教育課

☎ 711-4643 ☎ 733-5865

■海外帰国子女教育学級

福岡教育大学教育学部付属福岡小学校

☎ 741-4731 ☎ 722-2553

■高校生の海外留学の支援

市教育振興会

☎ 721-1709 ☎ 721-1739

奨学金・入学金など

▶市教育振興会

☎ 721-1709 ☎ 721-1739

▶福岡県教育文化奨学財団

☎ 641-7326 ☎ 641-7530

▶日本学生支援機構

☎ 0570-666-301 (ナビダイヤル)

☎ 03-6743-6100 (海外からの電話、一部携帯、IP 電話)

スタートアップ奨学金

(日本人大学生留学奨学金)

海外へ留学する市内大学の大学生へ奨学金を貸与します。

福岡市国際財団奨学金・留学生育英奨学金(外国人留学生向け奨学金)

福岡都市圏の大学(院)に在籍する留学生へ奨学金を給付します。

☎ 262-1744 ☎ 262-2700

(公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団)